

SBC

First Tax

エスビーシー・ファーストタックス

2015年(平成27年)

11月25日(水)

発行: 税理士法人 SBC パートナーズ
大阪市北区太融寺町3番24号
日本生命梅田第二ビル3階

SBC Seminar

セミナー案内

「資産の法人化」実践的活用セミナー

日時: 2015年1月21日(木)

2015年2月16日(火)

開催時間は、全日程13:30~15:30です。

講師: 税理士法人 SBC パートナーズ
執行役員 税理士 藤本 敦司

対象: 個人資産家の方

定員: 各日 30名(先着順)

参加費: 無料

会場: SBC 本社セミナールーム
大阪市北区太融寺町3-24
日本生命梅田第二ビル3F
各線大阪駅・梅田駅から徒歩6分

お問合せ: 税理士法人 SBC パートナーズ
Tel: 06-6315-1819

(担当: 國森・宮阪)

マイナンバーでのシステム改修は修繕費 ソフトウェア等の買換えは資産計上を

マイナンバー制度に関しては、10月22日から順次法人番号の通知書発送がスタートしており、個人番号についても、各自治体により若干の違いはあるものの、簡易書留による通知カードの発送が進められている。来年1月からの運用開始に向け、いよいよ慌ただしい動きが表面化してきた。

企業サイドにとっては、扶養控除等申告書にマイナンバーの記載が必要となり(従業員との合意による未記載も可能)、また支払調書、源泉徴収票等の関係もあり、個人番号の収集は、まさに時間との勝負といった様相を呈してきている。

ところで、マイナンバー制度では、事業者は、個人番号の漏えい防止のために、法律上「安全管理措置」を講じなければならないこととされており、具体的には技術的安全管理措置として、①アクセス制御、②アクセス者の識別と認識、③外部からの不正アクセスの防止、④情報漏えい等の防止を行わなければならない。

現在使用している給与計算システムに、このような措置が施されていない場合には、早急な改修が必要となる。

このようなシステム改修を行った場合の法人税処理が気になるところだが、マイナンバーに対応するためだけに既存システムを改修する場合には、「修繕費」として一括損金処理が認められる。例えば、既存の給与計算システムに、アクセス機能制限、アクセスログの取得、データの暗号化、セキュリティ対策などを施した場合には、修繕費としての処理が認められる。

これに対し、既存の給与計算システム等を改修するとともに、一部を新たに買い替える場合や、これを機にシステム全体を買い替えるようなケースも考えられる。このようなケースでは、買換え部分については、「資本的支出」として処理しなければならない。耐用年数は、ソフトウェアの「その他のもの」として5年で均等償却することになる。

ソフト会社等では、マイナンバー導入に伴う安全管理措置を概ね網羅した上で、既存のシステムのバージョンアップや新製品の販売を行う模様で、企業サイドとしては、請求額の内容確認を忘れずに行いたい。

Scope

資本的支出と修繕費

法人がその有する固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうち当該固定資産の価値を高め、またはその耐久性を増すこととなると認められる部分に対応する金額が資本的支出となり、通常の維持管理のため、またはき損した固定資産につきその原状を回復するために要したと認められる部分の金額が修繕費となります。資産に新たな価値を追加したり、使用可能期間を延長したりする場合は資本的支出に該当します。

【注意】当記事に記載されている情報に万が一誤りがあった場合、または当記事を利用することにより生じた損失や損害などについては、いかなる場合も一切の責任を負いません。あらかじめご了承ください。